

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 8 日

公益財団法人 福井原子力センター
理 事 長 中 村 保 博

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称および数量

10・11 月エネルギー探求教室運営管理等 一式

(2) 業務の仕様等

夏休みエネルギー探求教室運営管理等仕様書(以下「仕様書」という)による。

2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第 146 条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者または令和 4 年度以降に官公庁ないし（公財）福井原子力センターと本事業種類とほぼ同じくする契約を締結した者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 開札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 本業務を履行することができる技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 仕様書等の交付に関する事項

- (1) 仕様書等の交付場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒914-0024
福井県敦賀市吉河 37-1
公益財団法人 福井原子力センター 広報課
電話 (0770) 23-1710
- (2) 仕様書等の交付期間
令和 7 年 9 月 8 日 (月) から 9 月 17 日 (水) まで。(時間は 9 時から 17 時まで)
*但し土・日・祝日を除く。
*仕様書等の交付を希望する場合、必ず事前連絡 (0770-23-1710) すること。

4. 入札および開札の場所、日時等に関する事項

- (1) 場所
福井原子力センター (福井県敦賀市吉河 37-1) 会議室
- (2) 日時
令和 7 年 9 月 19 日 (金) 9 時 30 分
- (3) 入札書の提出方法
入札書を持参すること。電報、電送および郵便による入札は認めない。
- (4) 入札回数
2 回を限度とする。
- (5) 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (加算後の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は代理人として入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、該当入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (8) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、変更または取消しすることができない。
- (9) 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (10) 落札者の決定方法
この入札に係る業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5. 入札保証金

入札参加者は、見積金額（入札書記載金額＋消費税および地方消費税）の100分の5以上の入札保証金を令和7年9月18日（木）10時までに（公財）福井原子力センター出納員に納付しなければならない。ただし、過去2年間に於いて官公庁または（公財）福井原子力センターとの契約を履行した実績がある場合は免除することができるので、関係書類を提出すること。

6. 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次に掲げる項目に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

- （1）契約者が、保険会社との間に当センターを被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。
- （2）過去2年間に官公庁または（公財）福井原子力センターと種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7. 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

8. その他

- （1）この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

- （2）入札参加者に要求される事項

この入札に参加しようとする者は下記の書類を提出し、当該事業の実施内容等に関し技術的審査を受けるものとする。

- ①入札参加資格確認申請書（様式1）
 - ②会社概要（会社パンフレットでも可）
 - ③官公庁または（公財）福井原子力センターとの契約実績一覧
- 提出期限 令和7年9月17日（水）17時

- （3）質問事項

本業務の質問については、令和7年9月17日（水）17時までFAX（0770-23-6018）またはメール（athome@atom.pref.fukui.jp）のみで受付する。ただし、質問送信後は、必ず当センターまで確認の連絡を入れること。